

「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

平成24年4月から“児童手当”として支給されます。

制度の概要

●支給額（月額）

①所得制限額未満の方

0～3歳（一律）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子、第2子）	10,000円
（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

②所得制限額以上の方

当分の間の特例給付	5,000円
-----------	--------

●所得制限額

平成24年6月分から所得制限が適用されます。

扶養親族等の数	所得制限額（万円）
0人	622
1人	660
2人	698

※扶養親族等がある場合は一人につき38万円が加算されます。

●支給月

原則、4ヶ月分をまとめて、6月・10月・2月にお支払いします。

支給月	支給対象月
平成24年6月	平成24年2月分～5月分
平成24年10月	平成24年6月分～9月分
平成25年2月	平成24年10月分～平成25年1月分

●子どもに対しても国内居住要件が設けられています。（留学中の場合等は除く）

●児童養護施設等に入所している子どもについても、施設設置者等に手当が支給されます。

●未成年後見人や父母指定者に対しても父母と同様の要件で手当が支給されます。

●監護・生計同一要件を満たす方が複数いる場合は、子どもと同居している方に手当が支給されます。（単身赴任の場合を除く）

●児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、町に寄付し地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方は下記へお問い合わせください。

おしらせ

6月は「児童手当現況届」を提出していただく時期です。詳細は、役場から個別に通知をお送りしますので、必ずご提出ください。

問い合わせ先

〒681-8501 岩美町大字浦富675番地1 住民生活課

☎73-1415